

長瀬町ふるさと納税電子感謝券加盟店募集要項

1. 目的

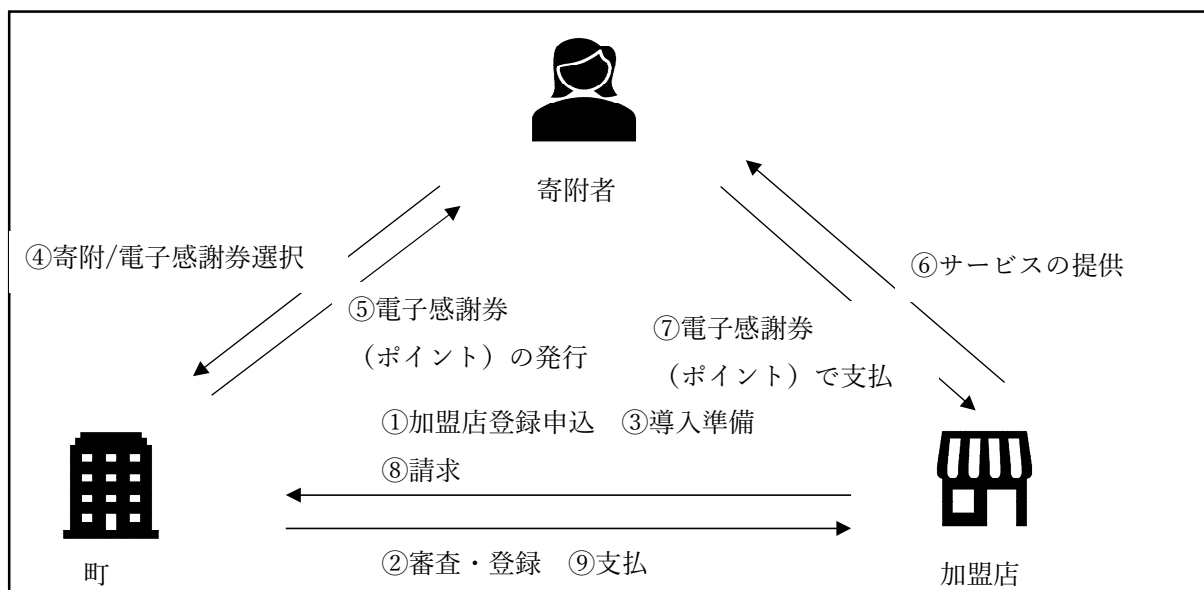
長瀬町（以下「町」という。）では、ふるさと納税制度を活用し、これまではお礼の品を寄附者に届けてきましたが、寄附者が直接町へ訪れ、町の魅力に触れることにより、地域経済の活性化を図るとともに、更なる寄附の獲得を目指すため、ふるさと納税制度を活用した電子感謝券を導入するため、加盟店を募集します。

2. 電子感謝券とは

ふるさと納税の返礼品の一つとして取扱う地域限定の電子ポイントであり、1ポイント1円として利用できます。町が承認した加盟店での買い物や食事、宿泊、レジャー等に利用できます。電子感謝券の有効期限は、発行日より1年とします。

3. 加盟店登録から支払いからまでの流れ

- ① 町へ長瀬町ふるさと納税電子感謝券取扱加盟店登録申請書を提出
- ② 町による審査・登録
- ③ 電子感謝券導入準備（ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」へ提出する加盟店情報の作成）
- ④ 寄附者がふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を通して、町へ寄附を申込み
- ⑤ お礼の品として電子感謝券を選択された寄附者に対し、町から電子感謝券を発行（決済完了後すぐに付与）
- ⑥ 寄附者が町を訪れた際に、加盟店が寄附者に対しサービス等を提供
- ⑦ 寄附者が加盟店に対し、電子感謝券で対価を支払い
- ⑧ 加盟店が町に請求（※町にて確認が可能な場合は省略可）
- ⑨ 町が加盟店に対し、請求金額を支払い



4. 登録事業者について

長瀬町電子感謝券加盟店への登録を希望する者（以下「加盟希望者」という。）は、加盟申込時点で下記の要件を全て満たすこととします。

- ① 各種法令に沿った生産・製造・販売等を行っていること。
- ② 町内に店舗（飲食店、宿泊施設、物品販売店、体験施設、その他必要と認められる店舗）を有する法人・団体又は個人事業主であること。
- ③ 町税に滞納がないこと。
- ④ 「5.対象商品の要件」に定める対象商品・サービスを扱う店舗であること。

また、同一店舗内で対象外の商品を販売・提供している場合は、電子感謝券の利用の可否（対象か否か）を明確に区分・表示し、運用できる店舗であること。

- ⑤ 長瀬町暴力団排除条例（平成24年長瀬町条例第10号）第2条に該当しないこと。
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第6項に定める営業店舗ではないこと。
- ⑦ ポイントの利用状況の確認やポイントの取り消し処理に使用するタブレット端末、スマートフォン又はパソコン等を自前で手配できること。
- ⑧ 個人情報を適切に取り扱うことができること。

※ただし、上記の要件を全て満たしている場合でも、総合的に判断して、町が加盟店として適当でないと認めた場合には、登録できません。

5. 対象商品の要件

加盟店が電子感謝券使用取引の対象商品として扱うことができる商品は次の要件を全て満たすこととします。

- ① 町内において生産されたものであること。
- ② 町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- ③ 町内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の附加価値が生じているものであること。
- ④ 返礼品等を提供する町内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- ⑤ 町の広報の目的で生産された町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から町の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- ⑥ 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- ⑦ 町内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

6. 登録の取り消し

加盟店が次の各号に掲げる事由に該当すると認められる場合は、その登録を取り消します。

- ① 加盟店が営業を終了したとき。
- ② 加盟要件に該当しなくなったとき。
- ③ 虚偽の申請により加盟登録を受けたとき。
- ④ 次項第4号の規定による調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき。
- ⑤ 法令に違反するなど加盟店として適切でないと認められるとき。

7. 加盟店の責務

加盟店は、次に定める事項を遵守することとします。

- ① 町及び加盟店の相互協力により、町のPRに取り組んでいることを常に意識するとともに、対象商品の品質について責任を負うこと。
- ② 寄附者より対象商品に対するクレームがあった場合は、適切かつ誠実に対応するとともに、万が一対象商品が原因で寄附者に損害を与えた場合は、賠償の責任を負うこと。
- ③ 対象商品の提供が困難となった場合や当初の申込内容が変更になる場合は、遅滞なく町に連絡すること。
- ④ 申込内容に疑義が生じた場合において、町が調査を必要と判断したときは、速やかに情報を開示するとともに、町から指示があった事項について適切に対応すること。
- ⑤ 加盟店登録に係る権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

8. ポイント精算について

ポイント精算は、当月分利用ポイントは当月末に締め、翌月15日までに長瀬町役場企画財政課へ請求書を提出してください。請求書を受領後30日以内に長瀬町から事業者指定口座へ振り込みます。なお、町にて精算額が確認できる場合は、請求書の省略を可能とします。

9. 申込手続き

(1)申込方法

この「募集要項」の内容に同意の上、様式第1号「長瀬町電子感謝券加盟店登録申込書」及び様式第2号「長瀬町電子感謝券取扱い店申込書」を長瀬町役場企画財政課へ提出（メール可）してください。

(2)申込後の審査・承認

申込書受領後、町が審査を行い、内容が適正であれば承認し、電子感謝券で支払える旨を記載した掲示物を送付します。

(3)申込期間

随時受け付けています。

10. 留意事項

商品やサービスに関わるトラブルが発生した場合については、事業者の責任において真摯に対応し解決に努めてください。

11. 問合せ先

長瀨町役場 企画財政課 ふるさと納税担当

住所:〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀨町大字本野上 1035 番地 1

TEL:0494-66-3111

FAX:0494-66-0894

メール: furusato@town.nagatoro.saitama.jp